

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年5月19日～2022年5月25日)

令和4年(2022年)5月27日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>与党「法と正義」(PiS)政治委員会の実施 最高裁判所規律部によるパヴェウ・ユシュチシン裁判官の停職処分 「市民連立」(KO)会合の実施 新党「リバタリアン」の設立 議会サークル「ポーランド問題」の「制度化」に関する報道 政党別支持率に関する最新の世論調査結果 野党4党による地方自治体運動「Yes! For Poland」との共同宣言署名 政治家に対する信頼度に関する世論調査結果 ドゥダ大統領とパホル・スロベニア大統領との会談 モラヴィエツキ首相とコスタ・ポルトガル首相との会談 クレグ Meta 社長のポーランド訪問 ドゥダ大統領のウクライナ・キーウ訪問 ラウ外相の第30回OSCE経済・環境フォーラム第2回準備会合出席 モラヴィエツキ首相の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)出席 ドゥダ大統領の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)出席 ラウ外相とベルリン訪問 防空ミサイルの追加調達 ラウ外相とアリアス化学兵器禁止機関(OPCW)事務局長との会談</p>								お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
<p>治安等</p> <p>ポーランド企業に対するサイバー攻撃が増加との調査結果 ベラルーシからの不法移民にかかる動向</p>								
<p>経済</p> <p>EU基金に関するプダ基金・地域政策大臣へのインタビュー発言 小規模店舗における食料品価格の高騰 2021年の外国人向け労働許可証の発行数24%増加 PKN Orlen の電気自動車用充電ステーションの設置 韓国企業、ポーランド原子力建設計画の共同融資申出 首相、ノルウェーはロシアによるウクライナ侵略により利益を得ていると批判 国有財産大臣、ガスを移行燃料とせず石炭から再エネに移行すべきと発言 ヤマルガスパイプラインの契約終了</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
--	--

内 政

与党「法と正義」(PiS)政治委員会の実施【20日】

20日、与党「法と正義」(PiS)は、政治委員会を開き、党の構造改革に関する草案を承認した。これにより、現在は41地区ある同党の支部は、100地区となる。さらに、それぞれの支部の長が党務と閣僚や議会要職を兼務することも禁じられた。クシヌトフ・ソボレフスキPiS事務局長によれば、今回の会合では早期議会選挙実施の可能性を示唆するような決定は下されなかったという。

最高裁判所規律部によるパヴェウ・ユシュチン裁判官の停職処分撤回【23日】

23日、最高裁判所規律部は、オルシュティン地方裁判所のパヴェウ・ユシュチン裁判官の停職処分を撤回した。同裁判官は、裁判の過程で現在の形での全国裁判所評議会(KRS)によって任命された裁判官の独立性を検証すべく下院事務局に対しKRS評議員の支持リストを公開することを求めたことが発端となり、2020年2月4日以降停職処分に処されていた。アダム・ロツホ規律部長官は、これまでに収集された証拠に基づけば、同裁判官のさらなる停職処分は正当化できないと指摘した。規律部によって停職処分に処された裁判官の復帰は、欧州委員会がポーランドに対する欧州復興基金支払いのための国家復興計画(KPO)を承認する条件の一つに挙げており、今回の措置はブリュッセルに向けた好ましいシグナルとなる可能性があるというと報じられている。

「市民連立」(KO)会合の実施【23日】

23日、「市民連立」(KO)の会合が開かれた。トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、KOの議員に対し、有権者たちと今後1か月以内に1千回の会合の場を設けるよう指示を出した。また、同党首は、次期議会選挙に向けて、仮にKOやPOが少し譲歩することになろうとも、野党陣営で候補者の共通リストを作成する必要があると訴え、他の解決策ではドント方式で有権者を失うリスクが常につきまとうと指摘した。さらに、同党首は、早期議会選挙が行われるとは考えていないと強調した。会合では、POが地方自治体との共同宣言である「Yes! For Poland」に署名する意思が確認された。本年7月2日には、ラドムでPOの党大会が開かれる予定である。

新党「リバタリアン」の設立【23日】

23日、議会会派「同盟」の一部議員によって、新党「リバタリアン」が設立された。同党には、ヤクブ・クレシヤ「同盟」院内総務、アルトゥル・ジャムボル下院議員、ドブロミル・ソシニェシュ下院議員及びトマシュ・グラバルチク「同盟」報道官が所属する。同党は、「同盟」を構成する4番目の党となる。

議会サークル「ポーランド問題」の「制度化」に関する報道【24日】

24日、議会サークル「ポーランド問題」(PS)の所属議員4名が自らを「制度化」する可能性があるというと報じられた。4名の議員は、当初議会サークルと同じ名前の党を結成して議会で登録しようとしていたが、時間を要する煩雑な手続を避けるため、既に存在している政党「ポーランドは我々を必要としている」(PNP)に加入することが検討されている。

政党別支持率に関する最新の世論調査結果【24日】

24日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査期間IBRiSが実施した政党別支持率に関する世論調査結果を発表した。第1位は与党「法と正義」(PiS)で37%の支持率を獲得し、首位を維持した。また、第2位は「市民連立」(KO)で支持率27%、第3位は「ポーランド2050」で支持率9%という結果が出た。さらに、「左派」は支持率8%で第4位、「農民党」(PSL)は支持率6%で第5位、「同盟」は支持率5%で第6位となった。

野党4党による地方自治体運動「Yes! For Poland」との共同宣言署名【25日】

25日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首、ホウオヴニア「ポーランド2050」代表、チャジャスティ「新左派」共同党首及びコシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首は、地方自治体運動「Yes! For Poland」が作成した地方分権や地方自治体の強化、地方自治体による安定した資金調達を支持する共同宣言に署名した。同運動側からは、代表のカルノフスキ・ソポト市長及びチヤスコフスキ・ワルシャワ市長が宣言に署名した。同宣言において、野党4党の党首たちは、選挙で勝利を収めた後、地方自治体の強化に関する法案を議会で通すことを義務付けた。

政治家に対する信頼度に関する世論調査結果【25日】

25日、世論調査期間IBRiSは、政治家に対する

信頼度に関する世論調査結果を発表した。第1位となったのはドゥダ大統領であり、信頼度は46.2%（不信度は43.8%）であった。第2位はモラヴィエツキ首相で信頼度42.9%（不信度49.9%）、第3位はチシャスコフスキ・ワルシャワ市長で信頼度42.5%（不信度41.2%）という結果が出た。カチンスキ「法と正義」（PiS）党首は、信頼度33.8%（不信度

56.4%）と順位を上げ、トウスク「市民プラットフォーム」（PO）党首の信頼度33.3%（不信度54.2%）を上回った。ホウオヴニヤ「ポーランド2050」代表は、信頼度30.7%（不信度42.7%）と順位を下げた。不信度で首位に立ったのは、ジョプロ法務大臣兼「連帯ポーランド」党首で63.8%であった。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とパホル・スロベニア大統領との会談【20日】

20日、ドゥダ大統領は、ポーランド側の招待に応じポーランドを訪問したパホル・スロベニア大統領と会談を行った。ドゥダ大統領は、「数週間前、スロベニアのパホル大統領がウクライナにEU加盟候補国の地位を与えるという共同イニシアティブを支持したことに感謝する。欧州理事会が同イニシアティブを取るだけでなく、ウクライナがこのような地位を得ることを期待している。」と述べた。また、ドゥダ大統領は、「ウクライナは自国の領土、つまり国際的に認められた領土を取り戻さなければならない。これは、自由で民主的な世界とその指導者たちが目指すべき目標である。」と主張した。会談では、主にウクライナ戦争、軍事・人道の両面におけるウクライナ支援、NATO拡大、両国の二国間関係などについて話し合われた。さらに、ドゥダ大統領は、「新型コロナウイルスのパンデミックの後で、両国の協力関係は再び軌道に乗りつつある。これは、三海域イニシアティブ（3SI）における活動とも関連している。」と指摘した。

モラヴィエツキ首相とコスタ・ポルトガル首相との会談【20日】

20日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドを訪問したコスタ・ポルトガル首相と会談を行った。会談では、ウクライナのための支援とマドリッドで開催される予定のNATO首脳会合への準備が主な議題となった。両首相は、エネルギーや国際安全保障といった欧州の問題についても議論した。モラヴィエツキ首相は、「ポーランドとポルトガルは、ロシアの炭化水素からきっぱりと独立し、できることならば最新の技術成果を活用した水素と再生可能エネルギーという最新エネルギーに一刻も早く移行すべきだという意見を持っている。」と述べた。また、同首相は、ウクライナを支援することで、リスボンからキーウまで統一された大陸という共通の夢を実現することができると強調し、「もし一部のEU諸国が抗議するならば、ウクライナにとって魅力的であり、ウクライナの居場所が共同体にあることを示すような適切なパッケージをポルトガルとともに策定したい。」と指摘した。さらに、同首相は、「一刻も早く戦争が終わった後、ウクライナに国家復興のための希望を与えることが我々の義務である。」とも述べた。

クレグ Meta 社長のポーランド訪問【20日】

20日、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相は、ポーランドを訪問した Meta 社のクレグ社長とそれぞれ会談を行った。

大統領府での会談の主な議題は、ウクライナ戦争に対する Meta 社のポーランド及び地域全体における活動であり、同社のサービスを利用する人々の安全確保、誤情報や偽情報、有害コンテンツの拡散防止、ポーランド及び地域でのウクライナ避難民の支援などであった。また、国内外のNPOを支援し、人道支援を円滑化させるための新しいテクノロジーの役割についても議論された。

首相府での会談では、現代社会におけるSNSプラットフォームの機能や情報発信における役割の拡大が議題となった。また、偽情報や有害コンテンツの拡散との戦いのためにこれまで講じられてきた措置について議論し、その有効性を評価する機会となった。さらに、各国の公的機関だけでなく、世界中の情報の信憑性をチェックする外部機関との連携強化が課題として挙げられた。

ドゥダ大統領のウクライナ・キーウ訪問【22日】

22日、ドゥダ大統領は、ウクライナ・キーウを訪問し、ウクライナ最高議会で演説するとともに、ゼレンスキー大統領と会談を行った。

ドゥダ大統領は、ウクライナ最高議会で行った演説において、「自由世界はウクライナの顔を持っている。」と述べた。また、同大統領は、「ウクライナだけが自らの将来を決定する権利を有している。あなたなしにあなたのことは何の決定も下されない。」と強調した。さらに、同大統領は、「少なくともここ数か月の間に我々の関係において築いてきたものを考慮に入れた」新しい善隣協定に署名する時が来たと言った。加えて、同大統領は、「ポーランドとウクライナとの国境は（何かを）分断するのではなく、結合するものであるべきだ。」と述べ、ポーランドとウクライナの良い関係の表れは、キーウとワルシャワを結ぶ高速鉄道であると強調し、「我々は、それを一緒に建設するのである。」と断言した。ドゥダ大統領は、ロシアのウクライナ侵略以来、ウクライナ最高議会で演説を行った最初の外国国家元首であった。

ドゥダ大統領は、ウクライナ最高議会で演説した

後、ゼレンスキー大統領と会談を行った。ドゥダ大統領は、ウクライナは復興のための資金を必要としている一方、世界は主要な食糧生産国であるウクライナを必要としていると指摘した。また、ドゥダ大統領は、オデーサ港の封鎖解除やウクライナ産農産物を他港へ移送する可能性に関する問題についてゼレンスキー大統領と議論したと報告した。さらに、ドゥダ大統領は、「我々はウクライナとの結束を維持しなければならず、EU及びNATOの枠組みにおける我々全員がウクライナを中心とした結束を維持しなければならない」と主張した。

ドゥダ大統領のウクライナ訪問は、最近では今回で3回目となる。同大統領は、ロシアの侵略の前日にあたる2月23日にキーウを訪れたほか、4月13日にはリトアニア、ラトビア及びエストニアの大統領たちとともにキーウ近郊のブチャ、イルピン及びボロディアンカなどを訪問した。

ラウ外相の第30回OSCE経済・環境フォーラム第2回準備会合出席【23日】

23日、ラウ外相は、ウッチで開催された第30回OSCE経済・環境フォーラム第2回準備会合に出席した。同会合にはシュミットOSCE事務総長も参加しており、COVID-19のパンデミック後の恒常的な経済復興を通じた安全保障と安定の促進、また、環境保護、天然資源の持続可能な利用、エネルギー効率のほか、再生可能エネルギー、生態系の回復と経済成長を支えるデジタル及びテクノロジーのイノベーションなどのテーマについて議論された。OSCE議長のラウ外相は、ここ数か月、ロシアの侵略が世界経済を不安定化させるような影響を与え、それが環境にもたらすリスクが高まっていることを目の当たりにしたと強調した。また、同外相は、「ロシアのウクライナ侵略の結果、OSCE地域を含むパンデミックから完全に回復していない金融市場は、さらなる経済的ショックの脅威に晒されている。ウクライナのための経済面及び環境面の見通しは悲惨であり、さらに悪化する可能性が高い。不法な軍事活動によって引き起こされた土壌や水、大気汚染は、市民の健康にとって直接的な脅威となっている。このようなひどい状況が長引けば長引くほどに将来の世代に与える影響は大きくなる。これは、近隣諸国や世界全体に関わることである。」と指摘した。さらに、同外相は、「OSCEは、地域全体における人々の長期的な安全を確保するための復興努力を支援する上で重要な役割を果たすことができる。」と述べた。

モラヴィエツキ首相の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)出席【23日～24日】

23日から24日にかけて、モラヴィエツキ首相は、スイスで開催された世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)に出席した。

同首相は、今回で3回目となる「ポーリッシュ・ハウス」の公式オープニングの場で、「ポーランドの東部国境の向こう側での現状は、今後数年間だけでなく、今後数十年間の出来事を左右することになる。」と強調した。また、同首相は、「ロシアは、まさに我々の行動によって、そして厳しい制裁パッケージによって打ち破られるであろう。なぜなら、ウクライナが自由で安全であり続けるために必要なことからである。ウクライナは、今日、欧州の価値を守る国であるだけでなく、後になってまもなく欧州の構造に統合される国でもある。」と述べ、既に第6次となるさらなる対露制裁パッケージを一刻も早く導入する必要性を指摘した。さらに、同首相は、「西側は安価な資源と聖なる安心感を求めている。今日、西側は、高価な資源と戦争に直面している。ロシア兵がウクライナから撤退し、ウクライナ復興が始まって初めて、平和が訪れるということは誰もが知っている。」と述べた。

モラヴィエツキ首相は、グーグル、インテル、ハネウェル、デルなど世界最大のテクノロジー企業の代表者たちとの数多くの会合に出席し、「数多くの投資家と交渉を行っており、ダボス会議から帰国した数週間後にはさらなる投資を発表できると思う。」と発表した。さらに、同首相は、「ウクライナを支援する我々の行動について、各国首脳や投資家は敬意の念を抱いている。世界中の投資家や各国首脳の間でポーランドがこれほどまでにポジティブなブランドを有し、そのような認識を持たれることは、長い間、もしかすると一度もなかったかもしれない。」と総括した。

モラヴィエツキ首相は、「ダボス会議では、世界的な不況と世界的な食糧危機の脅威について語られているが、幸いにもポーランドには関係ない。ポーランドは、主要な食料輸出国であり、世界有数の投資銀行の一つはポーランドの力強い経済成長を予測している。」と続けた。

ダボス会議では、「ロシア戦争犯罪ハウス」と題した展示会が開催されており、モラヴィエツキ首相も訪れた。同首相は、「ダボス会議には、ロシアの偉大さを世界に伝えるはずであった場所がある。今日では、ロシアがいかに落ちぶれたかを示している。プーチンの政策の結果やクレムリンの兵士がウクライナで日々行っていることをそこで見ることができる。」と指摘した。

ドゥダ大統領の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)出席【24日】

24日、ドゥダ大統領は、スイスで開催された世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)に出席し、ウクライナ戦争を背景とした地政学的な視点に関する討論を行った。同大統領がダボス会議で行った会談の主な議題は、ウクライナ情勢、ウクライナ支援及びウクライナへのEU加盟候補国としての地位の付与に関する問題であった。同大統領は、「自分は、ロシ

アがウクライナで人々を殺害し、世界がそれを見て見ぬふりをし、殺人者に何の影響も及ぼさず、ロシアが損失に対して戦争賠償を支払わないことに同意できない。」と述べ、「ウクライナ側に正義と公正があるのだから、すべての人々にしっかりとウクライナの側につくように訴える。」と語った。

ドゥダ大統領は、ダボス会議において、赤十字国際委員会(ICRC)のマウラー総裁とも会談し、現在の協力関係について話し合った。同大統領は、「自分にとって重要な議題は、捕虜となったウクライナ兵の状況、そして赤十字国際委員会が捕虜と連絡を取っているかどうかという情報についてであった。」と報告した。

ポーリッシュ・ハウスでは、ドゥダ大統領は、ハチャトウリヤン・アルメニア大統領とも会談を行った。両大統領は、ナゴルノ・カラバフにおける平和的解決策の探求とウクライナ情勢について議論した。その後、両大統領は、ワルシャワ証券取引所(GPW)とアルメニアの中央銀行及び証券取引所との間での協定書署名式に出席した。

ドゥダ大統領はまた、ラトビアのレヴィッツ大統領及びエストニアのカリス大統領とともに三海域イニシアティブ(3SI)の大統領によるパネル・ディスカッションに参加した。ドゥダ大統領は、当初3SIというプロジェクトでは、交通やエネルギー、観光の問題など数多くの要素が重要であったと指摘しつつ、ロシアのウクライナ侵略に対しては3SIの枠組みでの協力がより重要であると強調し、「数週間後に行われるリガ・サミットは、この点における我々の協力関係を加速させることについて話し合うことができる非常に重要な瞬間だと思う。」と指摘した。また、ドゥダ大統領は、「ウクライナの戦争では、安全保障が主要なテーマである。3SIについて考えるとすれば、我々はエネルギー安全保障について考え、欧州の我々の一部へのガスや石油の供給について考える。これらの成果、つまりポーランド・リトアニア間、ポーランド・スロバキア間、ポーランド・チェコ間のインターコネクター、そしてクルク島のターミナルとシフィノウィシチェのガスターミナルとの間のインターコネクター、これらすべての繋がりは我々の安全保障にとって非常に重要である。」と評価した。さらに、同大統領は、「だからこそ、ロシアがポーランドへのガスの直接供給を止めると発表した際、我々は、『ガスの供給を止めたいのなら止めればいい。』と言ったのである。我々にはこれらのインターコネクターがあり、すべて稼働している。」と述べた。

その他、ドゥダ大統領は、モンテネグロのアバゾビッチ首相や国連グローバル・コンパクトのオジャン

ボ事務局長と会談を行うとともに、「ロシア戦争犯罪ハウス」を訪問した。

ラウ外相とベルリン訪問【24日】

24日、ラウ外相は、独側の招待に応じてベルリンを実務訪問し、ベアボック独外相と会談を行った。両外相は、現在の二国間のアジェンダの問題及びロシアのウクライナ侵略以降の中欧地域の安全保障状況の変化について議論した。また、会談では、エネルギーや食料の安全保障、対露制裁及びウクライナ支援などが重要な議題となった。さらに、両外相は、現在の状況において、団結と連帯を維持することが優先事項であることで一致した。会談の最後には、両外相がポーランド・独間の「欧州相互理解のための十字財団」が運営する International Youth Meeting Centre in Oswiecim/Auschwitz への財政支援に関する覚書に正式に署名した。

防空ミサイルの追加調達【24日】

24日、ブワシュチャク国防大臣は、米国からの「パトリオット」防空ミサイルの調達を加速するとともに、6コ中隊分のミサイルを追加購入することを明らかにした。最初の2コ中隊は今年中に配備され、追加の6コ中隊は2026年までに配備される事になる。

ラウ外相とアリアス化学兵器禁止機関(OPCW)事務局長との会談【25日】

25日、ラウ外相は、ポーランドを訪問したアリアス化学兵器禁止機関(OPCW)事務局長と会談を行った。同外相は、ウクライナでの化学兵器使用の脅威への対処やOPCWからもキーウへの支援を確保する必要性などに言及しつつ、ロシアのウクライナ侵略が国際安全保障のアーキテクチャーに及ぼす影響について議論した。また、同外相は、「ロシアのウクライナ侵略と化学兵器の使用に関する脅威の出現に直面している中で、国際社会全体が、化学兵器禁止条約(CWC)を重要な柱とする国際法に対する違反に同意しないことを明確に確認しなければならない。」と述べ、残念ながら、ロシアは既に何度かこのような禁止に違反しており、OPCWが番人を務めるCWCが今回はウクライナでさらに破られることを防ぐためにあらゆることをしなければならないと強調した。さらに、同外相は、ポーランドの化学兵器不拡散分野への関与とOPCWへの支援についても議論するとともに、バルト海に投棄された化学兵器の問題とその除去のためにOPCWが果たすべき役割について指摘した。

治 安 等

ポーランド企業に対するサイバー攻撃が増加との調査結果【21日】

調査会社KPMG社の調査によると、2021年中にポーランド企業の65%がサイバーセキュリティ関連

の事案を経験したという。同社は、2020年と比較し、5%増加しており、サイバー上の脅威が増加していることを示していると指摘した。調査によると、主なサイバー上の脅威は、電子メールやテキストメッセージなどを用いたパスワード、ログインデータの取得といったデータ盗難や、マルウェアによるデータ漏洩である。同調査では、ポーランド企業は、外国からの支援を受けているハッカー集団による攻撃の可能性に懸念を抱いているとされる。

ベラルーシからの不法移民にかかる動向【25日】

25日、国境警備隊ポドラスキエ支局司令官は、ベラルーシとの国境沿いに建設中のフェンスが6月末までに完成する予定であると述べた。また、国境を越えようとする不法移民について、昨年秋より少なくなっているとした上で、ほぼ全てがロシア経由で中東やアフリカから来ていると指摘した。同司令官は、現在、グロドノに1,000人以上の不法移民が滞在していると述べた。

経 済

経済政策

EU基金に関するブダ基金・地域政策大臣へのインタビュー発言【25日】

ブダEU基金・地域政策大臣は、国家復興計画(KPO)がまもなく正式に承認・公表されるべきと発言した。同計画に関連する資金の50%は2023年までに、残りは2026年までに使われる必要があるが、2021-2027年の新たな展望については、パートナーシップ協定も間もなく締結される予定であり、資金の60%は国家プログラムに、40%は地域プログラムに充てられることになる。さらに、欧州委員会がペナルティとして差し止めた2014-2020年の地

域基金について、国がクヤフスコ・ポモルスキエ県に補償することを確認していると発言した。さらに同大臣は、ポーランドに避難したウクライナ人の支援や今後のウクライナ復興のために、新たなEU特別目的基金の創設が必要と発言し、同資金を直接ウクライナに送金するのか、それとも加盟国が担当するのかはまだ不明であるが、ポーランドはEU資金の使い方に長けており、監査でも大きな資金使途の不正は発見されなかったため、ポーランドが仲介役となるチャンスは十分にあると発言した。

マクロ経済動向・統計

小規模店舗における食料品価格の高騰【26日】

当地ジェチポスポリタ紙は、小規模店舗での価格について、中央統計局(GUS)が示すインフレ率よりもはるかに速いスピードで上昇していると報じた。牛乳は平均価格が20%以上、砂糖、油、バターは40~50%上昇、穀物製品(パン、小麦粉、パスタ)などの基本的な食品も高めに推移している。ウォッカの1リットルの平均価格は前年より11%高く、アルコール等の購入のため、顧客は小型店からディスカウントストアに流れているとのデータもある。GUSによれば、4月の食品全体の価格は前年同月比で12.7%上昇し、牛乳は12.8%、バターは25.8%上昇

している。農産物原料の価格も依然として上昇を続けており、GUSによると、4月の基礎農産物の仕入れ価格は前年同月比45.1%上昇している。加工食品価格に反映されるまでには、さらに数か月かかるとされている。エネルギー規制庁は、2023年の電気料金が50%上昇する可能性があると発表し、これに流通コストを加えると65~70%上昇する。ロシアからのガス供給が停止し、ノルウェーとの契約がないため、ガス価格に強い上昇圧力がかかっており、経済的に有効な新しい契約がなければ、インフレは続き、エネルギー価格により食料価格の上昇に更に拍車がかかると報じられている。

ポーランド産業動向

2021年の外国人向け労働許可証の発行数24%増加【20日】

20日、中央統計局(GUS)は、ポーランド政府が2021年に外国人向けに発行した労働許可証は504,200件で、前年から24%増加したと発表した。近年、ポーランドで働く外国人の数は急速に増加している。2015年と比較すると、2021年に発行された労働許可証の数は8倍に増加した。唯一の例外は2020年で、新型コロナウイルスの大流行により労働許可証が減少した。

ポーランドで労働許可が与えられている外国人の中で最も多いのはウクライナ人である。ポーランド全

16県のうち、ワルシャワを含むマゾヴィエツキエ県が最も外国人労働許可証の発行数が多く、2021年の全発行数の20.8%に達した。

PKN Orlenの電気自動車用充電ステーションの設置【24日】

PKN Orlenは、4~8つの充電設備をもつ電気自動車用充電ステーションを建設する予定である。この充電設備は将来の近代化や拡張に便利なモジュール式で、最大300kWの充電が可能であり、主に高速道路沿いに設置される予定である。2021年末時点で、Orlenグループだけで215基の急速充

電ステーションを保有しており、そのうち137基がポーランド、13基がドイツ、65基がチェコにある。今年末までに、ポーランドに180基以上設置する予定である。子会社のOrlen Chargeは、Orlenと合併したEnerga社が所有していた充電ステーションを既に引

き継いでいるので、現在470基の電気自動車用充電ステーション、894の充電設備を所有している。今年末までには、Orlen Chargeのネットワーク内で約500基のステーションが移動し、充電設備は1,000以上に増加する予定となっている。

エネルギー・環境

韓国企業、ポーランド原子力建設計画の共同融資申出【21日】

韓国電力会社(KHNP)副社長は当地紙に対し、ポーランド側がパートナーに求めている49%の株式取得のうち、20~30%を自ら取得する意思があると述べた。不足分は金融機関(韓国輸出信用機関、商業銀行等)から調達する方向で調整している。韓国側は、ポーランド政府による、同計画の財政保証が必要になると付け加えた。同社は、4月下旬に総設備容量840万KWのAPR1400原子炉6基を建設する正式なオファーを提出した。同社の計画では、最初の原子炉(約1~1.6GW)は2033年に運転を開始し、後続の原子炉は2~3年ごとに建設する予定であり、最も競争力があるオファーとしている。

首相、ノルウェーはロシアによるウクライナ侵略により利益を得ていると批判【22日】

モラヴィエツキ首相は、ノルウェーの石油とガスの超過利潤は1,000億ユーロを超え、これは間接的にプーチンが引き起こした戦争を食物にしていると発言した。これに対し、ノルウェー外務省は、ロシアのウクライナ戦争で自国も損失を被っており、ノルウェーの人々もまた、電気やガソリンの価格上昇に直面していると述べると共に、ノルウェーはウクライ

ナ支援に大きく貢献しており、今後もさらに多くのことを行うだろうと述べた。

国有財産大臣、ガスを移行燃料とせず石炭から再生エネに移行すべきと発言【23日】

サシン国有財産大臣は、ダボス会議で開催された世界経済フォーラムで、各国はガスを移行燃料として使用せず、石炭から再生可能エネルギーに移行すべきだと語った。同大臣は、ガスを移行燃料として使用したかったが、エネルギー安全保障を損なうことなく、可能な限り早くエネルギー移行を完了させるためには、石炭から直接再生可能エネルギー、原子力に移行する必要があると述べた。

ヤマルガスパイプラインの契約終了【23日】

モスクワ気候・環境大臣はポーランド国营通信社(PAP)に対し、5月13日に、ポーランドの領土を介してガスを輸送するヤマルパイプラインシステムの構築について、1993年に締結されたロシアとの協定を終了する決議を政府が採択したと述べた。2010年以来、ヤマルパイプラインの運営者はポーランド企業のGaz-System社である。ヤマルパイプラインは欧州の法律に完全に準拠した方法で運用されており、ドイツからポーランドにガスを送る物理的逆流は可能である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われずといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を
発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置
が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強
くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目
的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNS
を通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹
介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施して
ください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事
館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておく
ようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容
に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に
渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3
月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩
和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されて
います。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染
予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情
報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を
当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方
には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・
サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても
日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利
点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用
することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるよう
なる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センターは、5月30日(月)～7月18日(月)の間、改装工事のため休館いたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】国際ポスター展覧会「NO WAR」【2022年6月14日(火)～6月30日(木)】

ワルシャワ市のポーランド日本情報工科大学にて、同大学と日本国際ポスター美術館との共催で、国際ポスター展覧会「NO WAR」が開催されます。平和をテーマとするポスター作品の展覧会です。入場は無料です。開催場所: Polsko-Japońska Akademia Technik Komputerowych, Koszykowa 86, Warszawa

【予定】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催されます。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/tradyc-ja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで

御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。
本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)